

くらしすと

「くらしすと」は？ 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしすと」と名付けられました。

も

く

じ

知って安心！くらしの情報 通信販売 トラブルに遭わないために 2

トラブル PICK UP 電球型 LED ランプ 3

おしらせ イベント情報 4



食べてみよう！

大阪の食

昆布



クイズ 大阪で主に使われている昆布は次のどれでしょう？

- ①真昆布 ②利尻昆布 ③羅臼昆布

答えは 3 ページ →

くらしのトピックス

インターネットに接続できる機器すべてに注意が必要です！

最近ではパソコンや携帯電話、スマートフォンだけでなく、携帯型音楽プレーヤーやゲーム機、テレビなど、インターネットに簡単に接続できる機器が多くあります。それらを使用中に、無料だと思った情報サイトにアクセスし、料金を請求されるというトラブルが増加しているので、安易にサイトにアクセスしないようにしましょう。また、子どもが使う場合には、フィルタリングの設定をするなど、保護者が確認し注意しましょう。

「買え買え詐欺」に注意しましょう！

ある販売業者が提供する商品や権利など（未公開株、社債など）を、勧誘業者が「購入価格以上で買い取る」「謝礼金を支払う」など、あたかも消費者の利益になるかのような説明をして契約させる劇場型勧誘（買え



買え詐欺）の相談が後を絶ちません。実際に勧誘業者が言うような利益を得られたケースは1件も確認されていません。勧誘を受けてもきっぱりと断りましょう。

入浴中の乳幼児から目を離さないで

首掛式の乳幼児用浮き輪を使用した際に、窒息したり溺れたりする事故が発生しています。取扱説明書をよく読み正しく使用しましょう。

- 使用条件が子どもに合わないときは、使用しない
- 使用している間、保護者は子どもから目を離さない
- 保護者が自分の髪を洗ったりするときは使用しない

知って安心!

くらしの情報

通信販売

トラブルに 遭わないために

通信販売の広告を見るときに注意点

次のことがらがきちんと表示されているか確認しましょう。

- 販売業者名(社名・住所・電話番号・責任者の氏名など)
- 販売価格(商品の価格・消費税・送料など)
- 支払い方法(前払い・代金引換・後払い・郵便振替・銀行振り込み・コンビニエンスストア払い・クレジットカード決済)
- 商品の引き渡し時期(届け出期間・期限)
- 返品対応に関する表示(返品特約)
通信販売にはクーリング・オフ※の適用がありません。返品特約が表示されていない場合、消費者が商品などを受け取った日から8日間は返品することができます。ただし、返品にかかる費用は消費者の負担になります。返品特約が表示されている場合は、それに従います。

※クーリング・オフ…契約書面を受けとってから一定期間内であれば消費者が無条件で契約を解除できる制度。通信販売には適用されない。

テレビショッピングの注意点

テレビショッピングは商品を映像によって説明するため、印刷物による広告と比べ、より印象が強く伝わるといった特徴があります。消費者が実際に使用しても映像で見たようにいかず、トラブルになる場合があります。映像に惑わされずよく考えて注文するようにしましょう。



インターネットショッピングの注意点

市場が拡大を続けるインターネットショッピングも通信販売です。「相手と連絡が取れなくなった」「商品が届かない」「返品できない」などのトラブルが多く発生しています。購入する前に連絡先や返品特約、支払い方法などを必ず確認するようにしましょう。

この番号は
現在使われて
おりません…



注文するときの注意点

商品番号や色・サイズをよく確認して注文しましょう。間違った商品や数量が届くようなトラブルが発生しています。商品が届いたときに確認できるよう、注文用紙や広告は残しておきましょう。



商品が届いたときの注意点

届いたらすぐに商品を確認しましょう。注文した商品でない、数量が違う、商品に破損・汚損などがあれば、すぐに業者に連絡しましょう。商品を返送した場合は、伝票の控えを必ず保管しておきましょう。



支払いに関する注意点

- 前払いの場合は、支払いをしても商品が届かない場合があるので注意しましょう。
- 代金引換は届けてくれた配送会社に代金を渡して商品を受け取るという方法ですが、代引き手数料が消費者負担になる場合があるので確認しておきましょう。
- 後払いの場合は期日を守って支払い、受領証は保管しておきましょう。
- クレジットカードで支払う場合、カード利用料金明細書は毎月必ず確認しましょう。

トラブルに遭ったり、困ったときにはお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

トラブル PICKUP

電球型 LEDランプ

くらしの商品安全情報室
からのお知らせ

「LED電球に取り換えたところ以前より暗く感じる」との相談がくらしの商品安全情報室に寄せられました。電球型LEDランプの仕組みや特性は白熱電球とは異なります。電球型LEDランプについて理解し、用途に応じたものを正しく使用しましょう。

くらしの商品安全情報室に寄せられた相談事例

60W(ワット)の白熱電球から 60W 相当と記載されている LED 電球に取り換えたところ暗く感じる。製品には 430lm(ルーメン)と記載されている。

一般社団法人 日本電球工業会が公表する明るさ比較(照明効果)※1によると、相談品(430lm)は 40W 相当にも満たない明るさであったことから販売店に連絡したところ、返品に応じてもらえました。



LED 電球の選び方

- LED の明るさは全光束 (lm: ルーメン) の数値で選びましょう。※1
- 設置場所や用途に合った光の広がり方(配光)のものを選びましょう。※2

※2 光の広がり方(配光)と使い分け

区 分	主な使い方
狭角配光型	スポットライトやダウンライトなど部分照明に適する(照明する範囲の広さで3種類に区分されている)
中角配光型	
広角配光型	
準全般配光型	床面や机上面全般の照明に適する
全般配光型	室全体の照明に適する

※1 明るさ比較(照明効果)の例

口金(ソケットに接続させる金具の部分)のサイズが E26 の場合

ワット ルーメン
60W 相当の電球=810lm
ワット ルーメン
40W 相当の電球=485lm

LED 電球を購入する際は、取り付け可能な照明器具であることを確認の上、明るさ、設置場所、用途などに応じたものを選びましょう。また、不明な点は販売店に問い合わせましょう。

PSE マークを確認しましょう

LED ランプ・LED 電灯器具は、平成 24 年 7 月 1 日に電気用品安全法による基準に適合の上、PSE マークを表示することが義務付けられました。購入時は、PSE マークが表示されているか確認しましょう。しかし、直管形 LED ランプは対象外であるほか、LED を用いた製品であっても PSE マーク対象外の製品もあります。詳しくは販売店、設置業者等へ問い合わせましょう。



PSE マーク

※1、※2については、一般社団法人 日本電球工業会ホームページ(<http://www.jelma.or.jp/>)の資料をもとに作成。

今月の大阪の食

昆布

大阪では、昔から上質の真昆布が使われてきました。しかし、これまでそのことを宣伝してこなかったのが、あまり知られていません。

クイズの答え ① 真昆布

大阪の食文化の基本となる「だし」は、この真昆布を抜きには語れません。ぜひ、一度、大阪の昆布をご賞味ください。



くらしの達人!わんデー講座

テーマ **知っておきたい家電製品の選び方と使い方**
～エコ・省エネと最新の家電製品事情～

内容 「節電のポイント」や「長期間・安全に使用方法」などについて、最新の家電製品事情も織り交ぜながら「家電製品の上手な選び方」をわかりやすく解説します。

日時 **12月11日(火) 14時00分～15時30分**

場所 阿倍野市民学習センター 第2研修室
【住所】〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1-30
あべのペルタ3階
【最寄駅】地下鉄:阿倍野・天王寺駅、JR:天王寺駅、近鉄:大阪阿部野橋駅

対象 大阪市内在住・在勤・在学の方

定員 **60人**(※申し込み多数の場合は抽選)

講師 **塩野 勝**(家電製品アドバイザー)

締め切り日 **12月4日(火)**

申し込み方法 電話、大阪市電子申請システム(大阪市消費者センターホームページから)

その他 **一時保育はありません。**

申し込み・問い合わせ先 **毎日、10時00分～17時00分**

大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

多重債務相談会及び賃貸住宅相談会

専門的な知識を持つ弁護士及び司法書士が無料で相談に応じます。
(1枠30分・1日につき各4枠)

前期	日時 12月3日(月)、12月5日(水) 19時00分～21時00分
	場所 天王寺区民センター 【住所】〒543-0073 天王寺区生玉町7-57 【最寄駅】地下鉄「四天王寺前・夕陽丘」駅
後期	日時 12月4日(火) 19時00分～21時00分
	場所 弁天町市民学習センター 【住所】〒552-0007 港区弁天1-2-2-700 オーク2番街7階 【最寄駅】地下鉄・JR「弁天町」駅
後期	日時 平成25年1月22日(火)、24日(木)、28日(月) 19時00分～21時00分
	場所 総合生涯学習センター 【住所】〒530-0001 北区梅田1-2-2-500 大阪駅前第2ビル5階 【最寄駅】地下鉄・阪急・阪神「梅田」駅、地下鉄「東梅田」「西梅田」駅、JR「大阪」「北新地」駅
後期	日時 平成25年1月21日(月)、23日(水)、25日(金)、29日(火)、30日(水) 19時00分～21時00分
	場所 弁天町市民学習センター 【住所】〒552-0007 港区弁天1-2-2-700 オーク2番街7階 【最寄駅】地下鉄・JR「弁天町」駅
後期	日時 平成25年1月26日(土)、1月27日(日) 14時00分～16時00分
	場所 大阪市消費者センター 【住所】〒559-0034 住之江区南港北2-1-10 アジア太平洋トレードセンターITM棟3階 【最寄駅】ニュートラム「トレードセンター前」駅

対象 消費者の方(事業者は対象外)

定員 **1日あたり各4人(先着順)**

締め切り日 【前期】12月5日(水)相談会当日まで
【後期】申し込み受付 12月21日(金)～相談会当日まで

申し込み方法 電話(FAX可)

申し込み・問い合わせ先 **大阪市消費者センター 毎日、10時00分～17時00分**

TEL:06-6614-7523 FAX:06-6614-7525

大阪市消費者センター

ニュートラム「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎**06-6614-0999**

毎日 10:00～17:00(12月29日～1月3日は除く)

※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



エルちゃん

くらしのナビゲーターによる

高齢者向け消費者問題ミニ講座

撃退! 悪質商法

高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、老人クラブや自治会などの集まりに「くらしのナビゲーター」が出向き、高齢者を狙う悪質商法とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行います。地域の集まりでご活用ください。(派遣場所は大阪府内に限ります)

テーマ **高齢者に被害の多い悪質商法と対策など**

時間 **30分～1時間**

定員 **1回10人～50人まで**

その他 土・日・祝日・夜間も派遣します。
(年末・年始は除きます)

※上記の対応は、市町村によって異なる場合があります。

申し込み・問い合わせ先

くらしのナビゲーター ミニ講座

検索

メールマガジン

大阪府消費生活センター便り

～被害にあわないための最新情報教えます～

消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止のために「今」寄せられている消費生活相談の具体的な事例や悪質商法トラブル、消費生活に関わるイベントなどを定期的に配信します。

ホームページからご登録ください。

大阪府消費生活センター便り

検索

申し込み・問い合わせ先 (財)関西消費者協会

TEL:06-6612-2330 FAX:06-6612-0090

大阪府消費生活センター

ニュートラム「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎**06-6616-0888**

月～金 9:00～17:00 年末年始、祝休日は除く
※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール相談 府消費生活 電子メール相談

検索

(年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00～16:00)

■土曜日/06-4790-8110 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜日/06-6203-7650 公益社団法人全国消費生活相談員協会

※お電話をおかけの際は、番号をよくご確認のうえお間違えないようおかけください。

ウェブサイト「消費生活事典」

消費生活事典

検索